

令和元年度

美郷町職員(一般行政職B 大学卒業程度)
採用試験 受験案内

受付期間 8月 7日(水) ~ 8月 28日(水)

試験日 (第1次試験) 9月 22日(日)

試験場 秋田県市町村会館

問い合わせ

申込書請求

受験申込み

美郷町役場 総務課 総務班

電話:0187-84-1111

〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

■美郷町職員（一般行政職B 大学卒業程度）採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 一般行政職B	若干名	一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) のいずれかを満たし、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

大学卒業程度 一般行政職B	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学芸員資格を有するか、令和2年3月までに取得予定の者。
------------------	------------------------------------------------

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験、第3次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行い、第3次試験は第2次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

<教養試験>	
出題形式	出題分野
5枝択一式 40題・2時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
<検査（一般性格診断）>	
出題形式	使用目的
択一式 150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試験	方法
口述試験	集団討論により主として人物について試験を行います。
作文	主として文章表現力等について試験を行います。

(3) 第3次試験

試験	方法
口述試験	個別面接により主として人物について試験を行います。

(4) 資格調査

資格調査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日 時	令和元年9月22日(日)	第1次試験合格者に通知します。	第2次試験合格者に通知します。
受付開始	午前9時		
試験説明	午前9時45分～午前10時		
教養試験	午前10時～正午		
検 査	午後0時10分～午後0時30分		
場 所	(住 所) 秋田市山王4丁目2-3 (会場名) 秋田県市町村会館		

※試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。また、試験中の携帯電話の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。

5. 合格者発表

第1次試験合格者発表	令和元年10月9日(水)	本町役場前掲示場及びホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験合格者発表	令和元年11月上旬	
最終合格者発表	令和元年11月下旬	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和2年4月以降の予定です。ただし、6か月間は条件付採用期間で、この期間を良好に勤務した後に正式採用となります。
- (3) 最終合格者で、学芸員資格を取得予定のものが、令和2年3月までに学芸員資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- (4) 試験区分により、最終合格のほかに補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。なお、補欠合格者名簿は令和2年2月末日まで有効となります。

7. 給 与

初任給は原則として現行では180,544円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は総務課総務班に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角型2号)と受験を希望する試験区分を記したメモを必ず同封して簡易書留で郵送してください。(※普通郵便での送付による事故には対応できません。)

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 申込書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、総務課総務班宛に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記した82円切手を貼った返信用封筒(定型)を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留で郵送してください。(※普通郵便での送付による事故には対応できません。)受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和元年8月7日(水)～8月28日(水)

申込は土曜日・日曜日を除く午前8時30分～午後5時までです。

郵送の場合は8月28日(水)までに到着したものに限り受付します。

(4) 提出書類等

- ① 申込書 1部(所定の用紙を使用すること。)
- ② 受験料 不要

9. 試験結果の開示

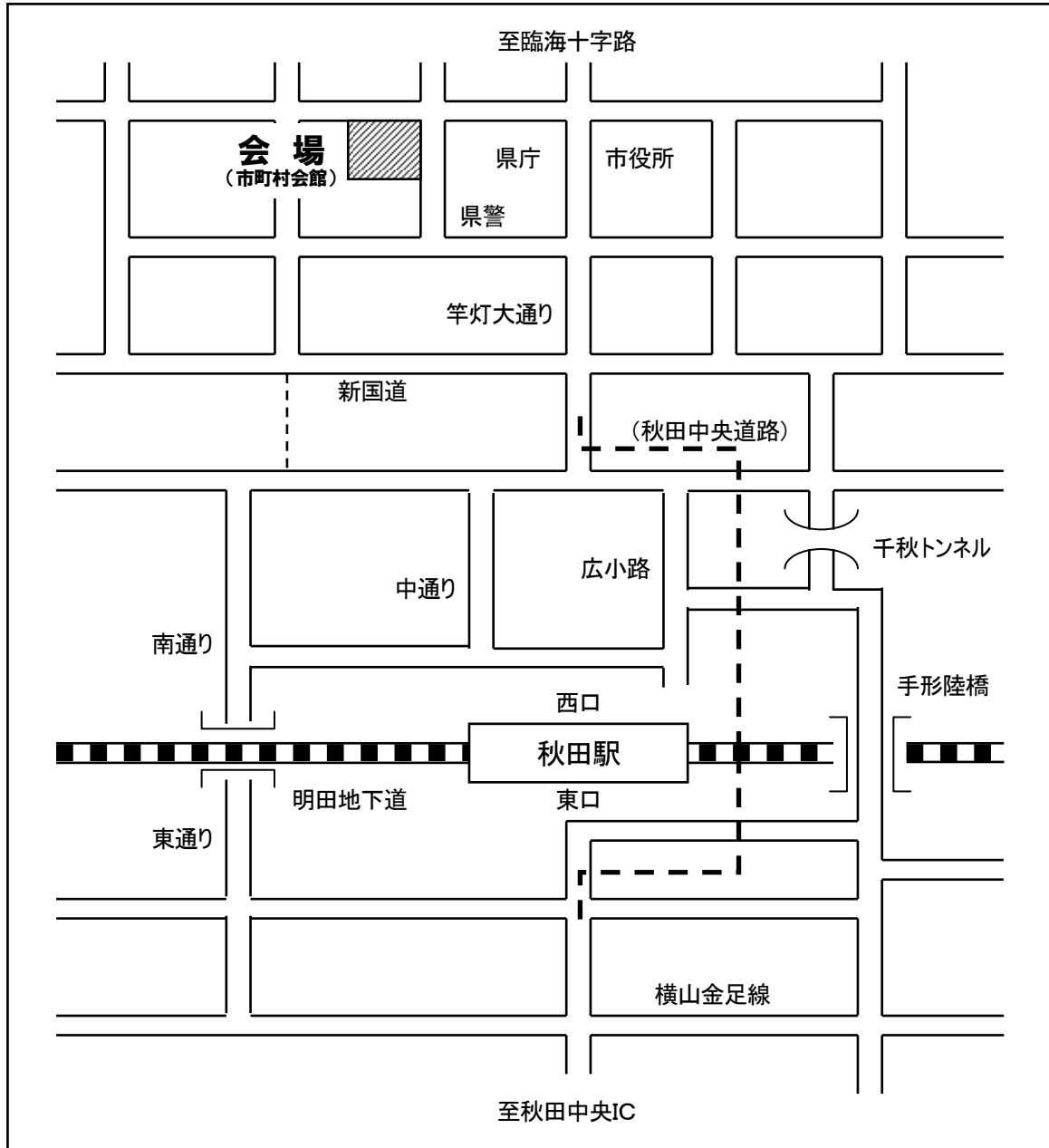
- (1) 美郷町個人情報保護条例(平成16年美郷町条例第8号)第13条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までの間に総務課総務班へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。
- (6) 第3次試験の開示は、第3次試験の総合得点及び総合順位とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

- (1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験の第1次試験は「秋田県市町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し実施します。

秋田県市町村等職員採用統一試験会場

秋田県市町村会館 秋田市山王4丁目2-3



※駐車場及び駐輪場はありませんので公共交通機関等でご来場ください。

交通

秋田駅(西口)バスターミナル

中央交通線、臨海営業所線、県立プール線、寺内経由土崎線、サンパーク線 ・ 所要時間約15分

「県庁市役所前」下車 ・ 徒歩3分

新屋西線 ・ 所要時間約15分

「市町村会館前」下車 ・ 徒歩1分